

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月15日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 678,544円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成30年12月5日午前9時30分ごろ

(2) 事故発生場所 ふじみ野市苗間40番地4

(3) 事故の内容 ふじみ野市立大井小学校敷地内の樹木の枝が強風により折れ、相手方の自宅フェンス及び自動車を損傷させた。

(4) 被害の程度 相手方自宅のフェンスの一部破損、自動車の屋根及びドアの傷並びにへこみ。

平成31年2月19日

ふじみ野市長 高 畑 博